

ユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）制度に係る 修正番号単価の公表について

一般社団法人電気通信事業者協会(会長：宮川 潤一)は、令和6年4月25日開催の支援業務諮問委員会(委員長 岡田 羊祐 成城大学 社会イノベーション学部教授)の答申を受けて、本日、ユニバーサルサービスに係る修正合算番号単価及び修正番号単価を下記のとおり算定したのでお知らせします。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価の算定

(1) 修正合算番号単価の算定

合算番号単価の修正は行わない。

⇒ 令和6年度の修正合算番号単価については、番号告示に基づき算定した結果、最終算定月が令和7年2月と予測される（別紙1参照）ことから合算番号単価（2円）は修正しないこととする。

(参考)

- 1 最終算定月とは、当該年度に補填すべき金額を徴収額を超える月をいう。
- 2 合算番号単価は、算定規則及び番号告示に基づき、原則として、
 - ・ 1月番号分（4月支払分）から6月番号分（9月支払分）までは、毎年度認可する第一種交付金の額等の認可の前提として毎年9月に算定。
 - ・ 7月番号分（10月支払分）から最終算定月番号分（通常は12月番号分（3月支払分））までは、毎年4月に算定。
- 3 毎年9月の算定は次年度の合算番号単価を定める基本的な算定であるのに対し、毎年4月の算定は当該年度における第一種負担金の徴収を調整するための調整的な算定であって、合算番号単価は、毎年9月の算定で年度分を確定することを基本として運用している。
- 4 番号単価は原則として算定対象年度の4月に修正するものとされており、最終算定月が算定対象年度の9月以前又は3月以降となると見込まれるときにあっては修正合算番号単価を用いるとされている。（番号告示 第3条第2項）

(2) 修正番号単価の算定

番号単価については、各第一種適格電気通信事業者に係る徴収必要額を調整するため以下のとおり修正する（別紙2及び別紙3参照）。

NTT東日本 1. 19788045 円
(現行 1. 19658136円)

NTT西日本 0. 80211955 円
(現行 0. 80341864円)

2 適用の時期

令和6年7月から適用する。

以上

【令和6年度 最終算定月～負担金の徴収見込み】

別紙 1

区分	番号単価：2円								【単位：千円】
算定月	前年度繰越額	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
累計額	106,166	601,834	1,098,251	1,595,717	2,093,551	2,591,785	3,089,907	3,588,115	
徴収率	1.6%	8.9%	16.3%	23.6%	31.0%	38.4%	45.7%	53.1%	

区分	番号単価：2円（予測）					番号単価：2円（予測）	
算定月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月 (最終算定月)
累計額	4,086,701	4,586,252	5,086,260	5,587,059	6,089,070	6,590,881	7,093,450
徴収率	60.5%	67.9%	75.3%	82.7%	90.1%	97.6%	105.0%

(注) 繰越額及び累計額については、1月までは実数、2月以降は当該各月末の電話番号の総数に前年度各月ごとの伸び率を加えて算出した見込み額である。
(R6. 4月現在)

負担金の額	6,756,217
予測次年度繰越額 (累計額－負担金の額)	337,233

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) R6. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東 - B東 - C東 = D東)

A東 徴収すべき 第一種負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 R6.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 R6.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
<ul style="list-style-type: none"> ●補てん対象額 4,017,804,871円 + ●支援機関事務費 24,376,495円 = 合計 4,042,181,366円 	61,136,592円	<ul style="list-style-type: none"> ①R6.1月分 296,553,763円 ②R6.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,488,590,766円 (1.19658136円 × 1,244,036,399番号) 	2, 195,900,245円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R6. 7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。($F \times D東 \div D = NTT東日本修正番号単価$)

F 合算 番号単価	×	D東 R6.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R6.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		2, 195,900,245円		3,666,309,522円

= 1. 19788045 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) R6.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 第一種負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 R6.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 R6.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
<ul style="list-style-type: none"> ●補てん対象額 2,697,668,071円 + ●支援機関事務費 16,367,069円 = 合計 2,714,035,140円 	45,029,232円	<ul style="list-style-type: none"> ① R6.1月分 199,114,599円 ② R6.2~6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 999,482,032円 (0.80341864円 × 1,244,036,399番号) 	1,470,409,277円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R6.7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。($F \times D西 \div D = NTT西日本修正番号単価$)

F 合算 番号単価	×	D西 R6.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R6.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		1,470,409,277円		3,666,309,522円

= 0.80211955 円